

⑨ごみの出(だ)し方(かた)について



問合(といあわせ)

本庄市役所(ほんじょうしやくしょ)：環境推進課(かんきょうすいしんか)

☎0495-25-1172

児玉総合支所(こだまそうごうししょ)：環境産業課(かんきょうさんぎょうか)

☎0495-72-1334

家(いえ)から 出(で)る ごみは、「燃(も)えるごみ(燃(も)やすことが できるごみ)」「燃(も)えないごみ(燃(も)やすことが できないごみ)」「有害(ゆうがい)ごみ(きけんな ごみ)」などに 分(わ)けて ください。

「決(き)まった 曜(よう)日(び)の朝(あさ)、決(き)まった 時(じ)間(かん)(本庄地域(ほんじょうちいき)は 午前(ごぜん)8時(じ)30分(ぶん) 児玉地域(こだまちいき)は 午前(ごぜん)8時(じ)」までに「決(き)まった ごみの 収(しゅう)集(じゅう)所【(しゅうしゅうじょ：ごみを あつめるところ)】」に 出(だ)して ください。燃(も)える ごみと 燃(も)えない ごみは 「認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)【(にんていぶくろ：きまった ぶくろ)】」に 入(い)れて 出(だ)して ください。収(しゅう)集(じゅう)日(び)【(しゅうしゅうび：ごみを あつめる ひ)】は 家(か)庭(てい)ごみ 収(しゅう)集(じゅう)日(び)の 表(ひょう)を 見(み)て ください。

1 燃(も)えるごみ(燃(も)やす ことが できる ごみ)

本庄市(ほんじょうし)の 認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)【スーパーや コンビニなどで 売(う)っています】に 入(い)れて ください。

・生(なま)ごみ プラスチック類(るい)【トレー・パック・CD・シャンプーの 容(よう)器(き)など】、皮(かわ)製(せい)品(ひん)【かばん・くつなど】

※生(なま)ごみは よく 水(みず)を きって ください。【ごみを入(い)れる 袋(ぶくろ)に 水(みず)が 出(で)ないよう(よう)に して ください】

※木(き)の 枝(えだ)などは 直(ちよう)径(けい)25cm以下(いか)で 認(にん)定(てい)袋(ぶくろ)に 入(は)いる 長(なが)さに して 出(だ)して ください。

2 燃(も)えないごみ (燃(も)やすことが できない ごみ)

本庄市(ほんじょうし)の 認定袋(にんていぶくろ)に 入(い)れて ください。

- 金属製品(きんぞくせいひん)【鍋(なべ)、やかん、フライパン など】、食器類(しょっきるい)【お皿(さら)、茶碗(ちawan) など】、刃物類(はものるい)【はさみ、髭剃(ひげそり) など】、鏡(かがみ)、電球(でんきゅう)【水銀(すいぎん)を 含(ふく)まない もの】

※刃物類(はものるい)は 刃先(はさき)が 出(で)ないように 紙等(かみなど)で 包(つつ)んで 出(だ)して ください。

3 有害(ゆうがい)ごみ (きけんな ごみ)

有害(ゆうがい)ごみ用(よう)の 認定袋(にんていぶくろ)は ありません。買(か)ったときの 箱(はこ)や 袋(ふくろ)などに 入(い)れて 出(だ)して ください。

- 電池(でんち)、水銀(すいぎん)を 使(つか)っているもの (蛍光管(けいこうかん)、電球(でんきゅう)、体温計(たいおんけい)、血圧計等(けつあつけいなど))

※蛍光管(けいこうかん)や 体温計(たいおんけい)などは 割(わ)れないように 紙(かみ)などに 包(つつ)んでから 出(だ)して ください。

4 資源(しげん)ごみ

収集所(しゅうしゅうじょ)に 置(お)いてある 回収容器(かいしゅうようき)に 分(わ)けて 入(い)れて ください。

- ペットボトル 缶類(かんるい) (空き缶(あきかん)、スプレー缶(かん)、菓子缶(かしかん) など)、びん類(るい) (ビール、ドレッシング、ジャムなど)

※洗(あら)って 出(だ)して ください。

※スプレー缶(かん)は 使(つか)い切(き)ってから【全部(ぜんぶ) 使(つか)った あと】 穴(あな)を 開(あ)けて 出(だ)して ください。

※さびた缶(かん)や 割(わ)れた びん 汚(よご)れた 缶(かん)・びんは「燃(も)えないごみ」の 日(ひ)に 出(だ)して ください。

※市役所(しやくしょ)や 公民館(こうみんかん)などでも 回収(かいしゅう)して います。

5 紙類(かみるい)、布類(ぬのるい)、金属類(きんぞくるい)

PTA(ほごしゃかい)や 子(こ)ども会(かい) などの 集団資源回収(しゅうだん しげん かいしゅう)に 出(だ)して ください

- 新聞紙(しんぶんし) ダンボール 牛乳(ぎゅうにゅう)パック 雑誌(ざっし) 衣類(いるい) 飲料用缶(いんりょうよう かん)【アルミ・スチール】

※PTA(ほごしゃかい)や 子(こ)ども会(かい) などの 集団資源回収(しゅうだん しげん かいしゅう)に 協力(きょうりょく)して ください。

※種類(しゅるい)ごとに ひもで しばって ください。そして 袋(ふくろ)に 入(い)れて 出(だ)して ください。

6 粗大(そだい)ごみ【大(おお)きな ごみ】

本庄市(ほんじょうし)の 認定袋(にんていぶくろ)に 入(はい)らない ものは 収集所(しゅうしゅうじょ)に 出(だ)すことが できません。小山川(こやまがわ)クリーンセンターへ 持(も)って 行(い)って ください。

- 家具(かぐ) ベッド ふとん 自転車(じてんしゃ) ファンヒーター 本棚(ほんだな)など

※自分(じぶん)で 持(も)って 行(い)く 場合(ばあい) 1回(かい)の 搬入【はんにゅう：ものを 持(も)っていく】で 100 kgまでは お金(かね)は いりません。(100 kgを 超(こ)えた 場合(ばあい)、10 kgあたり 40円(えん))

自分(じぶん)で 持(も)って 行(い)く ことが できない 場合(ばあい) 市役所(しやくしよ)か ごみの 収集許可業者(しゅうしゅう きよか ぎょうしゃ)に 頼(たの)んで ください。(お金(かね)が 必要(ひつよう)です)

※収集許可業者(しゅうしゅう きよか ぎょうしゃ)の 一覧表(いちらんひょう)が 市(し)の ホームページに あります。

7 小型(こがた)の 電機製品(でんきせいひん)

市役所(しやくしょ)と 児玉総合支所(こだま そうごう ししょ)に 置(お)いてある 回収(かいしゅう)ボックスに 持(も)ってくるか リネットジャパン(株)の 宅配便回収(たっきゅうびんかいしゅう)に 申(もう)し込(こ)んで ください。

- ・電話機(でんわき) 携帯電話(けいたいでんわ) カメラ パソコン ゲーム機(き) ヘアドライヤー DVDプレイヤー 電卓(でんたく) ラジオなど

※回収(かいしゅう)ボックスの 投入口(とうにゅう ぐち)(30cm×15cm)に 入(はい)る もの だけが 出(だ)せます。

※宅急便回収(たっきゅうびん かいしゅう)は、パソコン本体(ほんたい)が あれば 1箱分(はこぶん)(1,500円(えん))は お金(かね)が いりません。

8 収集所(しゅうしゅうじょ)に 出(だ)せない ごみ

- ・家電(かでん)リサイクル 対象品目(たいしょう ひんもく)である 冷蔵庫(れいぞうこ) 冷凍庫(れいとうこ) 洗濯機(せんたくき) 衣類乾燥機(いるい かんそうき) テレビ(液晶(えきしよ))・プラズマを 含(ふく)む) エアコン。

次(つぎ)の 回収方法(かいしゅう ほうほう)が あります。

- ① 家電販売店(かでん はんばいてん)に お願(ねが)いする。リサイクル料金(りょうきん) 運搬料金(うんぱん りょうきん)が かかります。
- ② 収集許可業者(しゅうしゅう きょか ぎょうしゃ)へ お願(ねが)いする。市(し)の ホームページに 一覧表(いちらんひょう)が あるので 聞(き)いてみて ください。
- ③ 自分(じぶん)で 指定引取場所(してい とりひき ばしょ)へ 運(はこ)ぶ。郵便局(ゆうびん きょく) ゆうちょ銀行(ぎんこう)で リサイクル券(けん)を 買(か)ってから 運(はこ)んで ください。
- ④ 市役所(しやくしょ)に お願(ねが)いする。運搬手数料(うんぱん てすうりょう)が かかります。事前(じぜん)に 聞(き)いて ください。

・消火器(しょうかき)【火(ひ)を 消(け)す もの】 ガスボンベ タイヤ コンクリートブロック 薬品(やくひん)などは 販売店(はんばいてん)や 処理業者(しより ぎょうしゃ)に 願(ねが)いして ください。

!ルール!【守(まも)る こと】

収集所(しゅうしゅうじょ)は 使(つか)っている 地域(ちいき)の みなさんで 管理(かんり)を しています。収集所(しゅうしゅうじょ)の 近(ちか)くに 住(す)んでいる 人(ひと)の 迷惑(めいわく)に ならないように ルールを 守(まも)り きれいに 使(つか)いましょう。

分(わ)からない ときは 近(ちか)くに 住(す)んでいる 人(ひと)や 市役所(しやくしょ)に 聞(き)いて ください。